

# 第1章

## 第2次平塚市食育推進計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

# 第1章 第2次平塚市食育推進計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成17年7月に施行された「食育基本法」及び平成18年3月に策定された「食育推進基本計画」を基本として、市民一人一人が実践できる食育のまちづくりを目標とした「平塚市食育推進計画」を平成22年3月に策定し、「みんなではぐくもう！食育のまち ひらつかの未来」を基本理念に食育の普及を推進してきました。

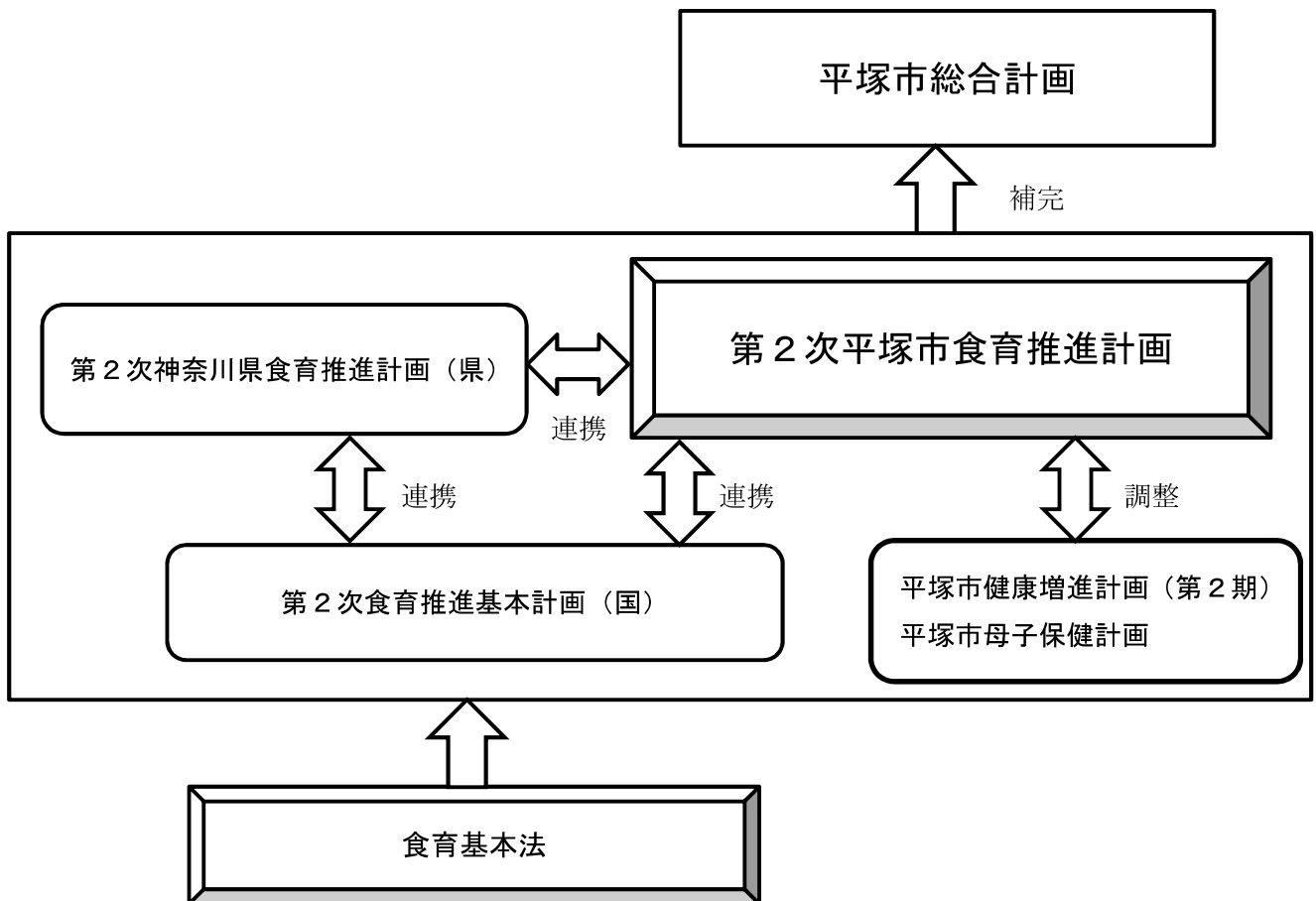
その結果、平成26年5月に実施した「平塚市食育推進のための実態調査」から「早寝早起き朝ごはん」を実践している乳幼児の割合は増加し、子どもの規則正しい生活習慣が定着してきました。また、食に関する体験活動の場として、学校や公民館などの事業の体制が整いました。

一方、依然として野菜摂取量の不足や、食育に関心を持っている人の割合が減少するなど、食育推進の効果が見られない状況も伺えます。

これらの状況や、第2次食育推進基本計画、第2次神奈川県食育推進計画を踏まえ、市民一人一人が実践し、推進できるよう、「第2次平塚市食育推進計画」を策定します。

## 2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「食育基本法」の目的・基本理念をふまえ、同法第18条第1項に定める市町村食育推進計画として位置づけます。
- (2) 平塚市総合計画を補完する個別計画として位置づけます。



## 3 計画の期間

平成27年度から平成36年度の10年を計画期間とします。

5年を目途に中間評価を実施します。

社会情勢等の変化が生じた場合は、必要性に応じて計画期間内であっても見直すこととします。

